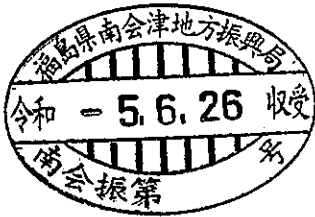


産業廃棄物処理計画書

令和5年6月26日

福島県知事 殿



提出者

住所 南会津郡南会津町古町字館跡915番地の2

氏名 株式会社 新井組

代表取締役 新井 博文

電話番号 0241-76-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 新井組
事業場の所在地	福島県南会津郡南会津町古町字館跡915番地の2
計画期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日

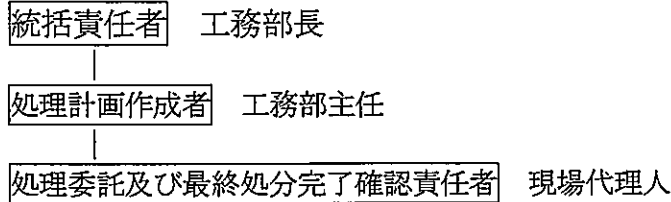
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業 一般土木建築工事業																																				
② 事業の規模	829,918千円 (令和4年度)																																				
③ 従業員数	48人 (令和5年5月末日 現在)																																				
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">現場より分別排出</td> <td style="text-align: center;">中間処理施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリートがら</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 再生品(再生骨材)</td> </tr> <tr> <td>・アスコンがら</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 再生品(再生骨材)</td> </tr> <tr> <td>・木くず</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 再生品(チップ)</td> </tr> <tr> <td>・金属くず</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 売却</td> </tr> <tr> <td>・紙くず繊維くず</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 再生品(段ボールの原料)</td> </tr> <tr> <td>・汚泥</td> <td>→ 焼却</td> <td>→ 資源化(燃料) 最終処分場</td> </tr> <tr> <td>・ガラス・陶磁器くず</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 埋立処理</td> </tr> <tr> <td>・石膏ボード</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 埋立処理</td> </tr> <tr> <td>・廃プラスチック</td> <td>→ 破碎</td> <td>→ 資源化(燃料)</td> </tr> <tr> <td>・混合物</td> <td>→ 分別・破碎</td> <td>→ 廃プラスチック → 資源化(燃料)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 銅くず → 売却</td> </tr> </table>	現場より分別排出	中間処理施設		・コンクリートがら	→ 破碎	→ 再生品(再生骨材)	・アスコンがら	→ 破碎	→ 再生品(再生骨材)	・木くず	→ 破碎	→ 再生品(チップ)	・金属くず	→ 破碎	→ 売却	・紙くず繊維くず	→ 破碎	→ 再生品(段ボールの原料)	・汚泥	→ 焼却	→ 資源化(燃料) 最終処分場	・ガラス・陶磁器くず	→ 破碎	→ 埋立処理	・石膏ボード	→ 破碎	→ 埋立処理	・廃プラスチック	→ 破碎	→ 資源化(燃料)	・混合物	→ 分別・破碎	→ 廃プラスチック → 資源化(燃料)			→ 銅くず → 売却
現場より分別排出	中間処理施設																																				
・コンクリートがら	→ 破碎	→ 再生品(再生骨材)																																			
・アスコンがら	→ 破碎	→ 再生品(再生骨材)																																			
・木くず	→ 破碎	→ 再生品(チップ)																																			
・金属くず	→ 破碎	→ 売却																																			
・紙くず繊維くず	→ 破碎	→ 再生品(段ボールの原料)																																			
・汚泥	→ 焼却	→ 資源化(燃料) 最終処分場																																			
・ガラス・陶磁器くず	→ 破碎	→ 埋立処理																																			
・石膏ボード	→ 破碎	→ 埋立処理																																			
・廃プラスチック	→ 破碎	→ 資源化(燃料)																																			
・混合物	→ 分別・破碎	→ 廃プラスチック → 資源化(燃料)																																			
		→ 銅くず → 売却																																			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		【別紙1】の通り	
	産業廃棄物の種類			
排出量		t	t	
① 現状	(これまでに実施した取組)			
	【目標】		【別紙1】の通り	
	産業廃棄物の種類			
排出量		t	t	
② 計画	(会社今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら(有筋・無筋)、アスコンがら、ガラス・陶磁器くず、 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、建設汚泥 建設系混合廃棄物に分けて排出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も産業廃棄物が混合しないような分別排出を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用した産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も直接再利用する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組） 自ら直接中間処理した産業廃棄物はない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） 今後も直接中間処理する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		[別紙2]の通り
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		[別紙2]の通り	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

【別紙1】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
【前年度（令和4年度）実績】							
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず・紙くず・繊維くず	建設系混合廃棄物汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード 廃石膏ボード
① 現 状	排出量 1573.28 t	6.77t	1.84t	53.90t	3.55t	0.20t	0.72 t
（これまでに実施した取組） 型枠材、丁張材、杭木等の再利用の他、鋼製枠の使用に努めてきた							
【目標】							
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず・紙くず・繊維くず	建設系混合廃棄物汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード 廃石膏ボード
② 計 画	排出量 1565.00t	5.00t	1.75t	50.00t	2.55t	0.15t	0.70 t
（今後実施する予定の取組） 排出量は工事の受注状況に因るため増減は予測不可能だが、今後も排出量を抑える取組を続けていく。							

【別紙2】

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず・紙くず・繊維くず	建設系混合廃棄物 汚泥	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	石膏ボード 廃石膏ボード
全処理委託量	1573.28t	6.77t	1.84t	53.90t	3.55t	0.20t	0.72t
優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託量	1573.28t	6.77t	1.84t	53.90t	3.55t	0.20t	0.72t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t

① 現状

（これまでに実施した取組）

可能な限り分別排出を行って、再生利用者へ処理の委託をしてきた。
マニフェストにより適正な処理が出来たかを確認している。

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	木くず・紙くず・繊維くず	建設系混合廃棄物 汚泥	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	石膏ボード 廃石膏ボード
全処理委託量	1565.00t	5.00t	1.75t	50.00t	2.55t	0.15t	0.70t
優良認定処理業者への 処理委託	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への 処理委託	1565.00t	5.00t	1.75t	50.00t	2.55t	0.15t	0.70t
認定熱回収業者への 処理委託	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外 熱回収を行う業者への 処理委託	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t

② 計画

（今後実施する予定の取組）

引き続き再生利用を行う処理業者へ委託する。
また、産業廃棄物の処理委託後も適正な処理が出来ていることを把握する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。